

定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定例監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和 6 年 9 月 26 日

村山市監査委員 古 瀬 忠 昭

村山市監査委員 寺 崎 智 広

記

1. 監 査 の 対 象 政策推進課
2. 監 査 の 期 間 令和 6 年 9 月 18 日から令和 6 年 9 月 26 日まで
3. 監 査 の 範 囲 令和 5 年 8 月 1 日から令和 6 年 7 月末日までにおける財務事務及び事務事業の執行状況
4. 監 査 の 方 法 村山市監査委員条例第 4 条の規定により期日及び要領を通知し、監査資料の提出を求め、関係職員からの説明を受け、財務関係帳簿などの書類について審査をおこなった。
5. 監 査 の 着 眼 点 財務に関する事務等について、法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうか、村山市監査基準に基づき監査を実施した。
6. 監 査 の 結 果 次のとおり、一部に改善を要する事項が見られたので、適切な措置を講じられたい。

【注意事項】文書事務について

紙で提出された「個人情報取扱に関する申請書」に係る文書收受及び申請の承諾に関する事務処理に誤りがあった。